

## 2019年度三重県東京事務所公用車運行管理業務 契約書（案）

1. 業 務 名 2019年度三重県東京事務所公用車運行管理業務
2. 契約保証金 〇〇〇, 〇〇〇円（又は免除）

三重県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、上記業務の委託について、以下のとおり契約を締結する。

（対象車両）

第1条 甲は、三重県東京事務所公用車（平成24年型トヨタクラウンハイブリッド3, 450cc1台、車両更新の場合は更新後の車両。以下「管理車両」という。）の運行管理を乙に注文し、乙はこれを受理し、乙の責任において次条の業務を誠実に実施する。

（運行管理業務の内容）

第2条 運行管理業務の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- ① 三重県東京事務所の指示する日時、行先への運行計画の企画、立案及び実行
- ② 日常の点検整備
- ③ 一般整備及び小修理

但し、経年劣化による本体部品取替などの修理にかかる費用は三重県負担とする。  
また、法定点検にかかる費用は三重県負担とする。

- ④ タイヤ、チューブ等の交換

但し、タイヤ、チューブ等の備品購入にかかる費用は三重県負担とする。

- ⑤ 燃料（ハイオクガソリン）の給油
- ⑥ エンジンオイルの補充、交換
- ⑦ 消耗品、備品の補充交換、保管管理
- ⑧ 事故の際の補償、処理、修理、手配（※）
- ⑨ 車両管理者（運転手）及び代行者の手配
- ⑩ 事務手続きの代行
- ⑪ その他前各号に付帯する業務

※ 次の任意保険に加入すること。

- ・ 対人賠償保険 無制限（講師等の送迎による事故の補償は対人扱い）
- ・ 対物賠償保険 300万円以上（免責0円）
- ・ 示談交渉サービス付き

2 前項第1号に規定する業務の指示は、書面により行うものとする。書面の例は、別記「指示書（例）」のとおりとする。

ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(運行管理委託期間及び基本管理日)

第3条 この契約の運行管理期間は、2019年4月1日から2020年3月31日までとする。  
ただし、第2条第1項第1号に規定する業務の指示は、運行管理期間前から行うものとする。

2 次の各号に定める日を除き、毎週月曜日～金曜日を基本管理日とする。

① 年末年始(12月29日～1月3日)

② 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日

(車両管理責任者及び車両管理者)

第4条 乙は、第2条の業務を行うため、車両管理責任者及び車両管理者を定め、あらかじめ甲に通知することとする。

2 車両管理責任者は、現場の業務実施の責任者であり、甲の指示及び連絡等を受け車両管理者に対する日常業務の指示、指揮監督を行う任にあたる。

3 車両管理者は、管理車両の運行及びそれに付帯する業務を行い、原則として同一の車両管理者(運転手)によって行うこととする。ただし、やむを得ず、同一の車両管理者(運転手)によって行うことができないときは、三重県の許可を受けたうえで、当該車両管理者(運転手)と同等以上の能力を有する代行者によって行うものとする。

(基本料)

第5条 甲は、乙に対し、運行管理期間1ヶ月ごとに基本料月額\_\_\_\_\_円(消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)を除く。)を支払うものとする。ただし、運行管理期間に1ヶ月未満の月が生じるときは、当該月の基本料は基本料月額に31分の1(当該月の日数が30日であるときは30分の1、28日であるときは28分の1)を乗じた金額(当該金額に小数点以下の端数が生じるときは、当該端数を切り捨てた金額)に当該月の運行管理期間の日数を乗じた金額とする。

2 基本料月額は、特に定めがある場合を除き、公用車運行管理(第2条第1項各号の業務)に要する一切の経費を含むものとする。

3 災害その他甲がやむを得ないと判断した事由により乙が第2条第1項各号の業務を実施できない日があるときは、第1項の規定に準じて計算した金額に当該日数を乗じた金額を、基本料から控除するものとする。

(超過走行料)

第6条 甲は、管理車両の月間走行距離が700kmを超過したときは、1kmあたり\_\_\_\_\_円(消費税を除く。)の超過走行料を支払うものとする。

(時間外管理料等)

第7条 基本管理日の9時から17時45分までの間以外で、次項に規定する時間以外の三重県東京事務所の指示に基づく業務については時間外管理業務とし、甲は乙に対し1時間あたり\_\_\_\_\_円(消費税を除く。)の時間外管理料を支払うものとする。

- 2 基本管理日の22時から翌日5時までの間の三重県東京事務所の指示に基づく業務については、深夜時間外管理業務とし、甲は乙に対し、1時間あたり \_\_\_\_\_ 円 (消費税を除く。) の深夜時間外管理料を支払うものとする。
- 3 前2項の時間外管理料及び深夜時間外管理料の算出については、1ヶ月間の時間外管理に要した時間を合計し、1時間未満が30分以上の場合は1時間に切り上げ、30分未満は切り捨てることとする。

(管理日外管理料)

第8条 基本管理日以外の三重県東京事務所の指示に基づく業務については管理日外管理業務とし、甲は乙に対し次の各号に定める管理日外管理料を支払うものとする。

- ① 公用車運行管理時間が4時間以内の場合

1日あたり \_\_\_\_\_ 円 (消費税を除く。)

- ② 公用車運行管理時間が4時間を超え8時間以内の場合

1日あたり \_\_\_\_\_ 円 (消費税を除く。)

- ③ 公用車運行管理時間が8時間を超える場合

前号の管理日外管理料及び1時間あたり \_\_\_\_\_ 円 (消費税を除く。)

- 2 前項第3号の算出については1ヶ月で合計し、1時間未満が30分以上の場合は1時間に切り上げ、30分未満の場合は切り捨てることとする。

(宿泊料及び宿泊雑費)

第9条 宿泊を伴う出張をしたときは、甲は1泊につき宿泊料 \_\_\_\_\_ 円 (消費税を除く。) 及び宿泊雑費 \_\_\_\_\_ 円 (消費税を除く。) を乙に支払うものとする。ただし、宿舎の提供がある場合には、甲は宿泊料の支払いを要しない。

(その他の費用)

第10条 乙が管理車両の管理中において利用する有料道路、有料駐車場、フェリーポート及びその他の諸施設にかかる費用は甲の負担とする。

(検査及び引き渡し)

第11条 乙は、管理車両の管理状況について、所定の業務日報及び月報を作成し、遅滞なく甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の日報及び月報を受領したときは、10日以内に業務の履行検査を行わなければならない。

- 3 前項の検査の結果不合格となり、業務の履行について補正を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届けを提出して再検査を受けなければならない。この場合においては前項の規定を準用する。

(支払方法)

第12条 第5条から第8条までの料金及び第9条の費用は1ヶ月単位とし、乙は前条第

2項の検査に合格した後すみやかに、甲に対し適法な請求書により請求するものとする。  
なお、請求金額は契約単価に基づき算出した金額に、消費税を加算した金額（円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とする。

2 甲は、前項の支払請求書が正当であると認めたときは当該書類を受領した日から30日以内に乙に支払うものとする。

#### （支払遅延）

第13条 甲の責に帰する理由により前条に定める期間内に支払いを終わらないときは、甲は、支払期限の翌日から支払い当日までの日数に応じ、当該支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じた額を遅延利息として乙に支払うものとする。

#### （善管注意義務）

第14条 乙は、業務を行うにあたっては、関係諸法令を守り、自ら業務計画を立案し、車両管理責任者及び車両管理者を適正に配置し、指揮監督と教育指導を行い、本契約の主旨に従い、善良な管理者の注意をもって業務を実施しなければならない。

#### （労働法上の責任）

第15条 乙は、車両管理責任者及び車両管理者に対する雇用者及び使用者として、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安全法及び社会保険諸法令上の責任をすべて負い、責任をもって労務管理を行い、甲に対し迷惑を及ぼさないものとする。

#### （規律及び風紀の維持）

第16条 乙は、車両管理責任者及び車両管理者の教育指導に万全を期し、規律及び風紀の維持に責任を負い、秩序ある業務の実施につとめ、甲の信用を維持し、甲に対し迷惑を及ぼさないものとする。

#### （事故等の報告）

第17条 乙は、第2条の業務の実施に伴い、事故等が生じたときはすみやかにその旨を甲に報告し、甲と協議のうえ事故処理等にあたるものとする。

#### （甲及び第三者に対する損害賠償）

第18条 乙は、業務の実施にあたり、乙の責めに帰すべき事由（次項に係る事故及びこれに起因するものを除く）により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負う。賠償額については、甲乙協議のうえこれを定めるものとする。

2 乙は、自動車保険の対象となる対人、対物、搭乗者及び車両の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、かつ、これに伴う一切の費用を負担する。

(管理車両の保管)

第19条 管理車両の保管場所及び保管方法は、甲乙協議のうえ決定することとする。

(契約の解除)

第20条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。この場合、乙は、違約金として、契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。

- ① 本契約に基づく債務を履行せず、相手方の催促にもかかわらず、なお履行しないとき。
  - ② 不正の行為をなして相手方の履行を妨げたとき。
  - ③ 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたとき。
  - ④ 三重県の発注する物件関係契約に関し、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは発注者への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為を行ったと認められるとき。
  - ⑤ 前各号に掲げる場合のほか、本契約、業務仕様書等に違反し、業務の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、業務の終了した部分を確認し、相応する業務委託料を支払わなければならない。
- 3 乙は、天災その他不可抗力により契約の履行が不可能となったときは、本契約を解除することができる。
- 4 第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(不可抗力の場合の免責)

第21条 天災事変その他不可抗力の事由により、甲又は乙がこの契約に基づく義務を履行できないときは、その相手方はこれを免責するものとする。

(契約満了時の措置)

第22条 この契約が終了したときは、乙は直ちに管理車両を甲の指定する場所に返還するものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第23条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

- 2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済

の効力は、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）第32条に基づき、支出命令権者が会計管理者又は出納員に対して支出命令を発した時点で生ずるものとする。

（秘密の保持）

第24条 乙は、当契約により知り得た甲の業務上の秘密を他人に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

2 本条の規定は、本契約終了（解除）後も適用する。

（個人情報の保護）

第25条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

（契約外事項）

第26条 この契約に定めのない事項は、日本国法令及び三重県条例規則の定めによるものとする。

（紛争または疑義等の解決）

第27条 この契約に関し紛争または疑義が生じた場合は、甲、乙信義誠実の原則に従い協議のうえ、解決するものとする。

（直轄裁判所）

第28条 この契約に関する訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

本契約成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

2019年 月 日

甲 三重県津市広明町13  
三重県  
三重県知事 鈴木英敬

乙 住所  
商号又は名称  
職名及び氏名